平成２４年（フ）第６５７７号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目７番６号
債務者　三木　　薫（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６５２号
大阪府八尾市光南町２丁目２番40号
債務者　茶谷美栄子（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６５４号
大阪市平野区背戸口２丁目５番31号　種村マンション２番館501号室
債務者　賴元　広樹
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６７８号
大阪市旭区太子橋１丁目６番18号阪本方
債務者　山下由香里
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６９０号
大阪府枚方市東中振２丁目17番１―304号
債務者　綿島　俊藏（旧姓森野）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７２０号
大阪府茨木市春日５丁目４番19号
債務者　東　　俊雄
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７５５号
大阪府豊中市春日町３丁目７番17号
債務者　岡　　節子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７６２号
大阪市港区磯路２丁目２番22号　ＣＡＳＡ　ＡＴＴＯＲＥ202号、前住所大阪市港区港晴４丁目４番19号
債務者　青川　治正
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７８２号
大阪市住吉区上住吉１丁目６番21―410号
債務者　樋口　和則
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７９２号
大阪府枚方市尊延寺５丁目52番12号
債務者　吉岡　昌代
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７９７号
大阪府寝屋川市堀溝北町21番10号
債務者　市尾　公一
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８２７号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　大塚　秀俊
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８３３号
大阪市東成区大今里南６丁目３番10号　ローズマンション新深江207号
債務者　山田　　香
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８３６号
大阪府茨木市学園町３番１―901号
債務者　藤川千恵子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０９号
青森県上北郡おいらせ町若葉９丁目140番地1281
債務者　関　　光夫
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１１４号
青森県十和田市大字相坂字白上581番地19
債務者　濵谷なつみ
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１１５号
青森県十和田市西三番町19番23号
債務者　杉沢　智宏
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１１８号
青森県三沢市岡三沢７丁目15番地１号
債務者　柴田　晴美
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
青森地方裁判所十和田支部